

元循第 735 号
令和 2 年 3 月 6 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、これまで、令和 2 年 1 月 27 日付け元循第 662 号、令和 2 年 2 月 3 日付け元循第 674 号及び令和 2 年 3 月 2 日付け元循第 717 号本職通知にてお知らせしたところです。

この度、令和 2 年 3 月 4 日付け環循適発第 2003044 号及び環循規発第 2003043 号にて、環境省環境再生・資源循環局長から知事へ別添のとおり改めて通知がありましたので、内容を御承知の上、下記事項について貴協会会員等への周知に御協力願います。

なお、本件については、感染性産業廃棄物に係る許可を有する県所管の特別管理産業廃棄物処理業者に対し、別途通知していることを申し添えます。

記

1. 医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）に基づき適正に処理すること。
2. 産業廃棄物処理業者及び医療関係機関等の継続的な業務の妨げとならないよう、正当な理由なく、医療関係機関等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物とその他の感染性廃棄物の分別や特別な表示を求めることは慎むこと。
3. 医療関係機関等以外から排出される、感染性廃棄物に該当しない産業廃棄物については、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 3 月）に準拠し、適正に処理すること。
4. 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物については、新型インフルエンザ対策と同様に通常のインフルエンザに係る廃棄物の処理と同様の方法により処理することで感染を防ぐことが可能と考えられる。このため、作業員が新型コロナウイルスに触れることなく収集運搬及び処分を行えば、作業員が感染することなく処理できるものと考え

えられること。

5. 感染性廃棄物に該当しない産業廃棄物についても個別の状況を踏まえて感染性廃棄物に準じた処理を行うことを妨げるものではないが、そのために必要な容器等の手配等により当該廃棄物の処理が遅滞した場合には、かえって公衆衛生上のリスクが高まる恐れがあること等を考慮し、産業廃棄物処理体制の維持に十分に配慮すること。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局

循環型社会推進課

一般廃棄物係 児玉

産業廃棄物係 影浦

TEL: 089-912-2355

FAX: 089-912-2354